平成２８年（フ）第２４９２号
大阪市住之江区安立２丁目５番15号　ｍｅｎｅｄａｓ　311号、前住所大阪府守口市南寺方北通１丁目８番１号
債務者　細本知可絵
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８８９号
大阪市福島区玉川２丁目４番28号
債務者　小西　美子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０２４号
大阪市阿倍野区文の里２丁目２番11号
債務者　安藤美智子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０５８号
大阪府豊中市大島町２丁目８番６―203号
債務者　河場　政次
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１４号
大阪府箕面市半町２丁目４番２号
債務者　村田　泰子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１１８号
大阪府大東市北新町12番302号
債務者　神農　信子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９６号
愛知県豊橋市野依町字山中19番地の14、住民票上の住所浜松市北区細江町中川7220番地の11　浜松十字の園
債務者　吉田　厚三
法定代理人保佐人　橋爪　信夫
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第６３号
山形県長井市泉1934番地３
債務者　水野真由美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第７５２号
埼玉県川口市上青木１丁目20番13号　ＢＬＵＥ　ＳＫＹ　201号
債務者　徳里　生子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４２９号
千葉県八千代市大和田新田409番地15―313
債務者　金澤　孝治
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５５２号
千葉県市川市北方町４丁目1904番地26
債務者　弘田　覚吉
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第５７０号
千葉市中央区南生実町60番地12
債務者　山舘亜紀子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６３１号
千葉県船橋市若松２丁目６番１棟639号
債務者　川邉　健治
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６８８号
千葉県船橋市西船３丁目５番５号　カーサ・ビアンカ105号
債務者　宮澤　二朗
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０８号
千葉県船橋市南本町８番12号
債務者　田口ひとみ
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２３５号
川崎市川崎区浅田４丁目８番20号　プリオール浅田　101
債務者　木下　義則
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２３６号
川崎市川崎区浅田４丁目８番20号　プリオール浅田　101
債務者　木下　和美（旧姓門田）
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係